

松戸市障害者虐待防止ネットワークの活動

【目的】

障害者虐待の予防と早期発見、早期対応、再発防止を図り、もって障害者の平穏な生活を確保するため、また障害者差別解消支援地域協議会として、障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、松戸市の関係機関及び民間団体が役割を明確にするとともに、その連携を強化することを目的とする。

【事業計画】

目 標	事業実施内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待の予防、早期発見、早期対応及び再発防止の対策強化 ・ 障害を理由とする差別を解消するための取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者虐待防止・差別解消啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 松戸市ホームページへ掲載 ・ パンフレット・ポスターの随時配布 ○ 市民向け講演会（虐待防止・差別解消）開催 関係機関・団体・住民等に向けて行う啓発活動 ○ 市新規採用職員向け研修会（差別解消）開催○ 市新規採用職員へ向けて行う周知活動 ○ 市職員向け研修会（差別解消）開催 市職員（管理職を含む）へ向けて行う周知活動
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待防止及び障害者差別解消に関わる関係機関及び民間団体の間の連携強化、民間団体支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従事者向け研修会（虐待防止）開催 対象者：障害福祉サービス事業所職員 ○ 従事者向け研修会（差別解消）開催 対象者：障害福祉サービス事業所職員 ○ 担当者会議にて行う事例検討
<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期対応及び再発防止対策強化 ・ 虐待・差別に係る通報又は届出を受けた松戸市との連携 	<p>【障害者虐待・障害者差別相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭内における虐待、施設従事者による虐待、利用者による虐待、障害を理由とする差別に関する相談に対応する。 ・ 相談窓口は障害者虐待防止・障害者差別相談センターが中心となる。 <p>【障害者虐待防止研究】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 千葉県市町村障害者虐待防止担当者連絡会議及び障害者虐待防止・権利擁護研修会への参加
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待の予防、早期発見、早期対応及び再発防止の対策強化 	<p>【障害者虐待防止マニュアルの改訂】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待防止マニュアルの改訂

【活動実績】

(1) 会議開催状況

(ア) 全体会 年に2回（5月・2月）開催

- ・松戸市障害者虐待防止ネットワーク事業計画について

(イ) 担当者会議 奇数月の第4金曜日に開催

- ・施設従事者向け研修会について(企画内容の検討)
- ・市民向け講演会について（企画内容の検討）
- ・障害者虐待通報事例の現状及び対応報告、検証
- ・障害者差別相談事例の現状及び対応報告、検証

(2) 障害者虐待の対応・終結過程に関する報告と検証

・障害者虐待

	養護者虐待		施設従事者等虐待		使用者虐待		計	
	通報・届出件数	虐待認定件数	通報・届出件数	虐待認定件数	通報・届出件数	虐待認定件数	通報・届出件数	虐待認定件数
平成27年度	17	7	5	1	0	0	22	8
平成28年度	29	7	6	3	0	0	35	10
平成29年度	51	26	10	4	4	1	65	31
平成30年度	25	14	16	5	4	0	45	19
令和元年度※	27	8	13	2	0	0	40	10

※令和元年度は、令和元年11月末日時点

・障害者差別

	差別類型		
	相談受理件数	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供
平成28年度	17	2	15
平成29年度	15	6	9
平成30年度	6	4	2
令和元年度※	9	5	4

※平成31年度は、令和元年11月末日時点

(3) 啓発活動・講演会・研修会

- ・ポスター、パンフレットの配布：研修、イベント時に配布
- ・施設従事者向け研修会：参加者43名。グループワーク及び講演形式にて開催
- ・市職員向け講演会：参加者113名。人権推進員を対象に講演形式にて開催
- ・市民向け講演会：2/22開催予定。法律の解説と「斉藤りえ氏」による講演の2部構成にて開催予定。

【事業の評価と課題・次年度への取組み】

(1) 啓発・周知活動

随時配布にてポスター・チラシを配布しているが、研修に参加する事業所にも偏りがあり、全ての事業所への配布がされていない。新規参入の事業所にも配布できるように年に一回配布を行い周知できるようにしていく。

(2) 講演会・研修会

施設従事者向け研修会では、研修内容は好評であったが、グループワークの時間が不足した。虐待と差別の研修会を一度に行ったことにより、内容が詰め込まれすぎてしまった。開催時間や開催内容について検討の余地がある。

(3) 内容が複雑化し、対応困難な事例への対応力の強化

虐待通報をしたが、虐待者には話をしないでほしい、大事にはしてほしくないといった介入の難しい事例や複合世帯でトラブルを抱えている等の対応困難な事例が多く、終結までに時間を要すケースが多い。適切な支援に結び付けられるように対応力をみにつけられるよう研修等に積極的に参加していく必要がある

(4) 障害者虐待について、相談件数の増加により、即時対応体制の構築

基幹相談支援センターと共通様式を使用し、対応について情報の共有化を図り、即時対応を行っている。引き続き、緊急対応ができるよう体制を整えていく。

(5) 障害者虐待防止マニュアルの改訂

内容に障害者本人や家族等が使用しやすいような内容に改訂していく必要がある。担当者会議にて内容等について検討を行っていく。

(6) 高齢者虐待・児童虐待との連携の強化

虐待世帯の中には高齢者の両親や子どもが含まれており、養護者支援をしていく中で高齢分野・児童分野との3虐待に係る関係機関とより連携できる仕組みを構築していく。